

公益社団法人習志野市シルバー人材センター自動車・器材等貸出要綱

(目的)

第1条 自動車・器材等は、仕事を引き受けた会員自らが用意することが原則とされる。しかし、様々な理由により仕事を引き受けた会員やグループが対応できない場合は、会員の就業機会を確保する観点から、当センターが所有、又は、賃借した自動車・器材等（以下「当センターの自動車・器材等」という。）を特定の会員（自動車の場合は運転免許所持者）に貸出し、業務（搬送業務を含む）を遂行させることとし、貸出しに当たっての管理並びに使用中における事故等についての責任を明確にするためにこの要綱を定める。

(対象となる自動車・器材等)

第2条 貸出しの対象となる自動車・器材等については、予め会長が指定する。

(貸出の条件)

第3条 貸出しに当たり次のことを条件とする。

- (1) 当センターの自動車・器材等の使用者は、予め定めている自動車・器材等使用許可申請書（様式1）を提出し、会長の許可を得なければならない
- (2) 会長は第1条、第2条に基づき、自動車・器材等使用許可書（様式2）を発行することができる
- (3) 当センターの自動車・器材等の使用期間は1年を限度とし、その都度更新するものとする
- (4) 当センターは、本条第1号、第2号に基づく使用許可期間中といえども、業務に支障のない範囲で、当センターの自動車・器材等を使用することができる
- (5) 当センターの自動車・器材等を会員に貸出しをするに当たっては、就業の目的によって無償とする

(使用者の注意義務等)

第4条 安全運転、安全操業について次のことを順守する。

- (1) 当センターの自動車及び器材等の使用者は、事前に安全性を確認しなければならない。又、異常を発見したときは、直ちに整備し、事務局長に報告するなどの対策を講ずるものとし、使用後の対応も同様とする
- (2) 使用中は、安全運転、安全操業を心がけ、当センターの自動車及び器材を毀損、若しくは第三者に損害を与えることのないよう十分な注意を払わなければならない
- (3) 事故発生ときは、速やかに事務局長に報告する
- (4) 当センターの自動車・器材等の使用者は、本条各号に基づき、その都度状況報告を事務局長にするものとする

(会員の責任及び賠償)

第5条 当センターの自動車・器材等の使用中に惹き起した事故についての会員の責任及び賠償は次の通りとする。

- (1) 器材の使用に関する事故についての会員の責任及び賠償については、当センター会員就業規約第24条、第25条を適用する
- (2) 自動車の使用に関する事故についての賠償は、自動車損害賠償責任保険、その他任意自動車保険により担保する

(3) 当センターの自動車・器材等が無断使用、又は法令に違反し、並びに故意又は重大な過失により生じた事故の賠償については、本条第1号、第2号の保険適用以外の損害について全て使用者の負担とする

(4) 本条の賠償についての責任及び金額等について、当センターと会員間に合意が整わない場合は、理事会において検討する

(その他)

第6条 会員は、この要綱に定めるほか、会長から指示があった場合にはこれに従わなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式 1

自動車・器材等使用許可申請書

年 月 日

公益社団法人習志野市シルバー人材センター

会 長

様

【申請者】

会 員 番 号

会 員 氏 名

印

住 所 習志野市

電 話 番 号 047 ()

自動車・器材等の使用については、公益社団法人習志野市シルバー人材センター会員就業規約及び自動車・器材等貸出要綱を遵守致しますので下記の通り使用許可を頂きたく申請いたします。

記

- 1、使用備品
- 2、使用期間
- 3、使用目的
- 4、その他特記事項

様式 2

自動車・器材等使用許可書

年 月 日

【申請者】

会員番号

会員氏名

様

公益社団法人習志野市シルバー人材センター
会 長

下記の自動車・器材等の使用については、公益社団法人習志野市シルバー人材センター会員就業規約及び自動車・器材等貸出要綱を遵守することを条件として下記の通り許可を致します。

記

- 1、使用備品
- 2、使用期間
- 3、使用目的
- 4、その他特記事項